


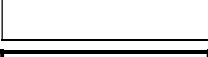

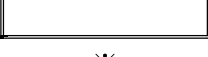



凡 例

この組織図に使用した記号等は、次のとおりである。

1 組織及び職の表示

	法律によって設置を定められている組織又は職
	政令によって設置を定められている組織又は職
	省令、規則等によって設置を認められている組織又は職
	△ 法令上設置することが「できる」旨定められているが設置されていない組織又は職
	◎ 法律によって設置を定められている組織であって、組織の長を設定していないもの
	◎ 政令によって設置を定められている組織であって、組織の長を設定していないもの
※	特別職(ただし、防衛省及び巻末に集録した機関については※印の表示は省略)

(注1) 政令の定める数の範囲内において省令によって個別に設置されている組織又は職は、の枠で示した。

(注2) 審議会等について、詳細図においては、法令で固有の事務局が設置されている審議会等のみを掲載し、部会等の下部機関及び委員等の構成員は掲載していない。

(注3) 内閣総理大臣が、内閣法第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する機関は、掲載していない。

(注4) 内閣総理大臣が、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、内閣府に臨時に設置する(ことができる)旨が規定されている組織は、掲載していない。

2 組織と組織との関係の表示

————— で結ばれている機関は、内部部局、外局等又は地方支分部局であることを示す。

----- で結ばれている機関は、審議会等、施設等機関又は特別の機関であることを示す。

----- で結ばれている機関は、上記以外の機関であることを示す。

←————— 矢印の始点の職が、終点の職を助ける職であることを示す。

3 定員及び職の表示

()内の数字は、原則として、行政機関職員定員令(昭和44年政令第121号)及びこれに基づいて定められた省令、訓令、通達等で規定する各組織の定員を示す。

(人)内の数字は、法令上の職の設置数を示す。